

受託研究に対する対応に関する申し合わせ

平成 20 年 9 月 13 日 地域安全学会理事会承認

- ① 受託研究に関する営業活動は学会の性格上、行わない
- ② 基本的には発注者からの随意契約または一方的指名を受けた見積り以外は対応しない。
- ③ 上記②の対応は、相談を受けた学会員もしくは事務局が、研究運営委員会委員長・副委員長ならびに事務局と協議し、理事会に諮り、随意契約または見積りの可否について承認を得るものとする。
- ④ 理事会での協議により、この受託研究を受ける場合の発注者側との協議のための代表者（以下、受託研究事務代表者）を選出し、研究運営委員会の委員に就任するものとする。
- ⑤ 上記③に基づいて理事会で承認を得た後、受託研究に関する協議または見積りに参加する。見積りは必要に応じて事情に精通しているコンサルタント（会員）に依頼し、後述の事務管理費を加えて見積り価格とする。
- ⑥ 上記⑤の対応は、上記④で選出した受託研究事務代表者が行う。
- ⑦ 入札の結果等で契約に至った場合、契約名義は地域安全学会会長とする。
- ⑧ 契約金額、契約期間は原則として発注者によるものとし、契約は理事会における審議事項とする。
- ⑨ 契約書、契約に伴う諸届は受託研究事務代表者が作成し、提出する。
- ⑩ 研究運営委員会の下に、当該受託研究遂行のための調査小委員会（以下、担当調査小委員会）を受託研究事務代表者を含めて組織し、定期的に理事会において報告するものとする。
- ⑪ 担当調査小委員会における作業体制は、発注者と相談し、学会の責任者として理事または相応の会員を決定する。以下、責任者の指示により進める。発注者より責任者の指定なき場合は責任者は理事として進める。なお、受託研究事務代表者が責任者を兼ねることは妨げない。
- ⑫ 受託研究の遂行に当たって、再委託が必要と認められる場合には、理事会の承認によって、再委託を行うことができる。ただし、発注者との契約において、再委託禁止条項がない場合に限る。再委託禁止条項がある場合には、発注者と協議の上、技術者の派遣契約とする。
- ⑬ 予算配分については以下とする。
 - ・ 契約金額の 20% を学会事務局の管理費（一般経費）として控除し、80% を受託研究遂行のための直接経費に充てる。但し発注者から学会管理費に指定がある場合はそれに従う。
 - ・ コンサルタントへの再委託を行う場合は、上記の直接経費より更に、委員の謝金、

運営費、会場費等を控除し、コンサルタント費用に当てる。

- ・ 管理費として控除した20%の経費は、学会運営のために当該受託研究の内容とは関わりなく、理事会の判断により執行できる。
- ・ 80%の作業費の内訳は、下記の通りとする。

※ 謝金

1. 作業を行うため臨時雇用する場合（アルバイト賃金）
2. 外部から講師等を招き、講演・作業等を依頼する場合

※ 旅費・交通費（実費支給）

1. 打ち合わせ旅費・交通費
2. 調査旅費・交通費（レンタカー費用等も含む）
3. 外部から講師等を招き、講演・作業等を依頼する場合の旅費・交通費
4. その他、必要と認められる旅費・交通費

※ 会議費

1. 会場借り上げ費
2. 会議に伴う食事等費用
3. 会議資料印刷費

※ 印刷費

※ 消耗品費

※ 原稿執筆謝金（担当調査小委員会メンバーによる原稿執筆）

※ その他（必要に応じて理事会、発注者と協議する）

- ⑭ 受託研究完了時は発注者の指定書式による諸届を提出する。
- ⑮ 成果物として報告書2冊を学会に保存する。
- ⑯ 請求領収は受託研究完了後行う。